



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.234 2025年08月06日

欧洲連合知的財産庁：商標及び登録意匠の紛争に調停サービスが拡大

記

2025年06月02日以降、欧洲連合知的財産庁(EUIPO)における当事者系手続き〔第一審または第二審の欧洲連合商標(EUTM)異議申立もしくは同取消手続き、登録の欧洲連合意匠(EUD)無効手続き〕の当事者は、紛争を友好的かつ効果的に解決するために、EUIPO調停センターに調停を要請することが可能になりました。

調停など裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution: ADR)は、紛争を単一のプロセスで解決することが可能になり、法的確実性と迅速性、そして費用対効果の高さを確保することで企業に付加価値をもたらすことができます。

また、非敵対的な性質を持つ調停は、柔軟性や機密性など、多くの利点を有し、当事者は円滑なプロセスを通じてコミュニケーションと協力を促進し、双方のビジネス上の利益に基づいた解決策を導き出すことができます。

2023年11月に開設されました EUIPO 調停センターの提供する ADR サービス(調停および和解を含む)は任意かつ無料で、安全で機密性の保たれる ADR プラットフォームを通じて完全にオンラインで実行できます。

EUIPO の戦略計画 2030(SP2030)に基づき、利用者に付加価値をもたらす新たな ADR サービスが検討されます。これには、工芸品の地理的表示(GI)や著作権に関する調停方法など、幅広いサービスが含まれ、包括的な ADR センターを通じてオンラインとオフラインの両方で提供される予定です。

以上

(出典:EUIPO)